

資料4

消費税率引き上げに伴う建労法施行規則改正関係資料

職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

1. 改正の概要

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 8%に引き上げられることに伴い、上限制手数料を採用している有料職業紹介事業者においては、消費税込みの手数料の上限が据え置かれた場合、事業の遂行に必要な物品・サービスの調達に係る消費税率引上げ分が事業者の負担増となるため、求人者・求職者へのサービスの低下や紹介機能への影響が生じることも予想される。

このため、消費税率の引上げに伴い、事業者への負担増が起きぬよう、手数料の最高額の見直しを行うもの。

なお、建設業務に係る有料職業紹介事業は職業安定法において禁止されているところ、建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づき、事業主団体が、厚生労働大臣から実施計画の認定を受け、許可をうけて建設業務に関する有料職業紹介事業を実施可能となっていることから、これについても同様の改正を行うもの。

2. 改正の内容

1. 職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）の一部改正関係

有料職業紹介事業者が徴収できることとされている手数料の最高額について、以下のとおり見直すこととする。

		現 行	改正後
受付手数料	課税事業者	670 円	690 円
	免税事業者	650 円	660 円
紹介手数料	課税事業者	10.5%	10.8%
	免税事業者	10.2%	10.3%
紹介手数料 (臨時賃金除く場合)	課税事業者	14.2%	14.5%
	免税事業者	13.7%	13.8%

2. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 29 号）の一部改正関係

建設業務有料職業紹介事業者が徴収できることとされている手数料の最高額について、以下のとおり見直すこととする。

		現 行	改正後
受付手数料	課税事業者	670 円	690 円
	免税事業者	650 円	660 円
紹介手数料	課税事業者	10.5%	10.8%
	免税事業者	10.2%	10.3%
紹介手数料 (臨時賃金除く場合)	課税事業者	14.2%	14.5%
	免税事業者	13.7%	13.8%

3. 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日 (予定)

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正)
第二条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二受付手数料の項中「六百七十円」を「六百九十円」に、「六百五十円」を「六百六十円」に改め、同表紹介手数料の項中「百分の十・五」を「百分の十・八」に、「百分の十・二」を「百分の十・三」に、「百分の十四・二」を「百分の十四・五」に、「百分の十三・七」を「百分の十三・八」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に受理した求人申込み又は求職の申込みに係る受付手数料の最高額及び同日前にした職業紹介に係る紹介手数料の最高額については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の職業安定法施行規則に定める様式による事業報告書は、この省令による改正後の職業安定法施行規則に定める相当様式による事業報告書とみなす。

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の職業安定法施行規則に定める様式による事業報告書の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。